

【条例制定の背景と必要性】

20世紀では、集権型による近代化政策が一定の成果を取ってきましたが、社会が成熟化し人々の価値観も多様化する中では、これまでの効率性重視の画一的行政から住民一人ひとりの暮らしや生きがいといった視点に立って、生活者自らの創意と主体性が発揮できる社会システムへの転換が求められています。

加えて、地方分権の進展に伴い、地方自治体や地域住民には、自己決定と自己責任に基づく、自主自立の精神が強く求められており、今後は、地方自らの創意工夫による独自のまちづくりが可能になるとともに、地方自治体、地域住民の知恵と努力がそのままふるさとの将来を左右する時代となってきます。

このような時代に対応していくためには、改めて、地方自治の原点に立ち返り、地方自治を構成する市民、議会、行政三者がそれぞれの役割を担って、主体的に参画し、協働でまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのためには、市民、議会、行政の役割を明らかにし、参画と協働の基本原則を定めるとともに、協働の前提となる相互信頼を構築するための情報共有や、透明性の高い市政運営などについて基本的な事項を規定し、これを熊本市民の共通のルールとして定める必要があります。

原案では、「地方自治を構成する市民、議会、行政三者がそれぞれの役割を担って、主体的に参画し、協働でまちづくりに取り組んでいかなければなりません。」とし、「そのためには、市民、議会、行政の役割を明らかにし、参画と協働の基本原則を定めるとともに、協働の前提となる相互信頼を構築するための情報共有や、透明性の高い市政運営などについて基本的な事項を規定し、これを熊本市民の共通のルールとして定める必要があります。」としています。

しかしながら、二元代表制を取る地方自治体においては、「協働」という用語が、その本来の精神を離れて、一人歩きすることで、執行権を有する市長及び執行機関が、市民を一手段として取り込んでしまう危険性を有しており、こうした危険性を排除し、市民とともに構築、または構築して来たシステムを基本事項として規定し高らかに宣言する必要があります。この他、「参画」という用語が主流となっていますが、それぞれの立場で参加していける幅広い意味を込めてあえて「参加」としました。

また、「熊本市民の共通のルール」ではなく、市民、市議会、市長に代表される行政の「三者の共通のルール」とする必要があります。

なお、ここに示す素案は、未完であることを認め、この条例の制定が始まりであり、今後すべての人に認められ、遵守される最高の条例に育てていくことを、高らかに宣言するものとししました。

前 文

わたしたちが暮らす熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。	わたしたちが暮らす熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史的遺産や様々な文化が息づく、都市の機能と豊かな自然が調和しているまちです。	どのようなまちなのか、との認識は、更に検討が加えられることに期待し、原案をそのまま使用しました。
わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊厳・法の下での平等のもと、市民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。	地方分権の確立が求められる今日においては、地方自治の根幹である真の民主主義を実現し、継承するためのまちづくり、すなわち、わたしたちの熊本市を市民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって心豊かに安心して生活できるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。 さらには、熊本市が、他都市との信頼と協力の関係を構築していくためには、私たちは、その市政運営の核となるべき理念と原則を明らかにしなければなりません。	この条例により、地方自治の根幹である、真の民主主義を実現するためのまちづくりをすすめることを明確にしました。
今日の多様化する時代における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参画し、市民、市議会及び市の執行機関等との協働により、自主的、自立的に進めていかなければなりません。わたしたちは、ここに、全ての市民が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。	市民の価値観が多様化する今の時代における地方自治には、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参加するとともに、市民と市議会と市の執行機関とは、熊本市のまちづくりを自己決定する鼎(かなえ)となることを基本理念として、それぞれの立場を尊重しながら、十分に対話を行うことが要請されている、との認識の下、自律的なまちづくりの実現に資する基本原則を定めるため、この条例を制定し、すべての人に認められ、遵守される最高の条例に育てていきます。	市民と市議会と市の執行機関とは、熊本市のまちづくりを自己決定する「鼎(かなえ)」となり、十分に対話を行うことを明記し、すべての人に認められる最高の条例とすることを高らかに宣言しています。またあえて「協働」という用語は、先に述べた意味から削除しました。

第1章 総則

(目的)		
第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の執行機関等の役割及び参画と協働によるまちづくりの基本原則を定め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。	第1条 この条例は、日本国憲法に規定する地方自治の本旨を真に実現するために、熊本市のまちづくりに関する基本原則を定めることによって、熊本市における住民自治の確立を図り、熊本市にふさわしい、より良い政策の実現を目指すことを目的とします。	原案では「自治の推進」としていますが、これを「住民自治の確立」と明確に謳うこととしました。また参画と協働をあえて削除しました。この他、地方自治の本旨を「真に実現するため」と強調しました。
(定義)		
第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。	第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市 市長が代表する地方自治体(以下「自治体」といいます。としての熊本市をいいます。	市とした場合に、都市としての広義の熊本市と地方自治体としての熊本市とが想定されるために、定義しました。

(1) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 市内に居住する者 イ 市内に通勤し、又は通学する者 ウ 市内で事業を営み、又は活動するもの (2) 市の執行機関等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。 (3) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。 (4) 協働 それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力することをいいます。 (5) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、わたしたちが暮らす熊本市を魅力的でより快適にしている活動をいいます。	(2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 熊本市に居住する者 イ 熊本市に通勤し、又は通学する者 ウ 熊本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は熊本市において事業を営むもの エ 自治会等の地縁による団体、ボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体又はコミュニティ等で、熊本市において活動するもの (3) 市政 市における政治及び行政の総体をいいます。 (4) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。 削除 削除 削除	現実に活動をしている各団体等を評価するために定義に加えました。 (1)の定義との関連で市政も定義しました。 参画と協働は、あえて削除しました。 原案の、まちづくりの定義が限定的、抽象的であるため、今後の課題として削除しました。より良い定義がなされることを期待します。
---	--	---

(自治の基本理念)

第3条 本市の自治の基本理念は、次のとおりとします。	削除	住民自治と団体自治についてコンパクトにまとめられていますが、理念を謳っているにとどまり、その推進のための具体的な
----------------------------	----	--

(1) 一人ひとりの人権を尊重し、市民の意思を適切に反映した市政が行われること。 (2) 自治の主体である市民の自発的、積極的な参画により市政が進められること。 (3) 市民、市議会及び市の執行機関等が、相互に情報を共有し、信頼し合い、協働して市政が進められること。 (4) 市自らの意思と責任のもとで自立した市政が行われること。		原則まで踏み込んでいないため削除し、第2章で「まちづくりの基本原則」について明記しました。
---	--	--

第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有)

第22条 市の執行機関等及び市議会は、透明で開かれた運営を推進するため、別に条例の定めるところにより、行政運営及び議会活動に関する情報を積極的に市民に開示及び提供し、情報の共有に努めます。

(情報の共有の原則)

第3条 市の執行機関は、市政に関する情報が市と市民との共有財産であることを自覚するとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供するために、文書及び情報について、整理及び保存し、その管理に関する基準を定め、市民がまちづくりに参加しやすい環境を速やかに整えなければなりません。

2 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める議決事件に関する情報以外の情報についても積極的に収集を行い、取得することができるとともに、まちづくりに関して必要な情報を市民及び市の執行機関に積極的に提供しなければなりません。

3 前2項の基本原則は、別に定める情報公開に関する条例及び個人情報保護に関する条例に速やかに反映されるとともに、必要に応じて、これらの基本原則に基づく新たな制度の構築に努められなければなりません。

4 市民は、まちづくりについて必要な情報の提供を市に求め、取得することができるとともに、まちづくりに関する、有益な情報及び有している知識を積極的に提供することに努めます。

原案では、情報公開条例に基づく開示提供のみを謳っていますが、これを一步踏み込んで、行政情報が市と市民との共有財産であることを明記し、必要な情報を市民及び市議会に対して積極的に提供することを規定しました。また文書及び情報について、整理及び保存し、その管理に関する基準を定めることを明記しました。

市議会も市民と同じく行政情報の取得ができることを明記しました。

市民も同じく行政情報の取得ができることを明記しました。

(説明責任)

(説明責任の原則)

第24条 市の執行機関等は、施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、その必要性及び妥当性を市民にわかりやすく説明します。	第4条 市の執行機関は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、その内容、効果及び手続を市民及び市議会に対して明らかにし、わかりやすく説明しなければなりません。	原案に対し、市の執行機関等のまちづくりを進める上で重要となる説明責任を責務として明記しました。
---	--	---

(対話の原則)

(対話の原則)

規定なし	第5条 前2条に定める基本原則に基づき、市民、市議会及び市の執行機関は、討議及び対話を行っていかなければなりません。この場合において、何人も討議又は対話の場において発言した内容について、責任を問われません。	まちづくりを市民とともに進めるには対話こそ重要であるとの観点から、自由闊達な議論を保障するための対話の原則を明記しました。なお、この規定によって他法による罰則の適用等を免れ得るものではありません。
------	---	--

第2章 市民、市議会及び市の執行機関等の役割
(市民の権利及び役割)

第3章 市民の役割

市民、市議会、市の執行機関等は、それぞれ重要と考え、それぞれを章立てとしました。

(市民の役割)

第4条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利・義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次の権利を有し、市政に参画します。 (1) 市の執行機関等及び市議会と協働し、まちづくりに参画する権利 (2) 市民参画の前提となる、知る権利としての市の執行機関等及び市議会に対し情報を求める権利 (3) 市政に関し意見を表明し、又は提案する権利 2 市民は、市政への参画に当たっては、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。 3 市内で事業を営み、又は活動するものは、その事業又は活動が市民生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、地域社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。	第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利及び義務を有するとともに、この条例の基本理念を実現するため、次の権利を有します。 (1) 市議会及び市の執行機関と協力関係を保ちつつ、まちづくりに参加する権利 (2) 第3条第4項に定める基本原則に基づき、情報を求める権利 (3) 市政に関し意見を表明し、又は提案する権利 2 市民は、自治の主体であることを認識し、その発言と行動に責任をもち、自らまちづくりに取り組みます。	「参加」が誰でも持つ権利であることを明記するために、あえて「参画」とせず「参加」としました。今後の議論を求めます。
--	--	---

第4章 市議会の役割

(市議会の役割)

第5条 市議会は、市の議決機関として広範な意見の聴取に努めるとともに、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。

2 市議会議員は、政策の提案及び立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に応え、市民のため誠実に職務を行います。

(市議会及び議員の役割)

第7条 住民の代表としての市議会は、市の議決機関として広範な意見の聴取に努めるとともに、まちづくりに関する施策の意思決定機関として、市政運営を監視し、公平及び公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。

2 市議会を構成する議員は、市政運営の監視、市民の意見の広範な聴取並びに政策の提案及び立法に関する活動に努めます。

(分かりやすい市議会)

第8条 市議会は、本会議及び委員会が、市民に分かりやすいものとなるように努めます。

地方分権の流れの中で、議会の権能が強化されつつあることに鑑み、住民の代表としての市議会の役割を明記しました。

市議会議員の役割をより明確にしました。

地方分権の流れの中で、議会の権能が強化されつつあることに鑑み、まちづくりの意思決定機関としての議会を分かりやすくしていくことを謳いました。

第5章 市長、市の執行機関及び職員の責務

(市の執行機関等の役割)

第6条 市長は、市の代表として公正かつ誠実に市政運営を行います。

2 市の執行機関等は、次の事項を基本とし、市政運営を行います。

- (1) 市民の信頼に応え、公平及び公正であり透明性を高めること。
- (2) 市民の意向及び地域の実情を的確に把握し、行政サービスの質を高めること。
- (3) 市民の福祉の増進を図るとともに、最少の経費で最大の効果を上げること。
- (4) 本市の特性を生かし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現すること。

3 市の職員は、必要な知識及び能力の修得とその向上に努め、全体の奉仕者として市民の視点に立ち、誠実に職務を行います。

(市長の責務)

第9条 市長は、市民の信託に応える市政運営の代表者であり、市民及び市議会と協力し、この条例の基本理念を実現する役割を担い、この条例を誠実に遵守しなければなりません。

(市の執行機関の責務)

第10条 市の執行機関は、市民の信託を受けて、その権限を委任され、責任を負っていることを自覚し、職務を公正かつ誠実に行わなければなりません。

(職員の責務)

第11条 市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門的な知識を有するスタッフとしての自覚に立ち、自己研さんに励み、職務の遂行に当たっては、この条例に基づいて行わなければなりません。

市長が、この条例の基本理念を実現する役割を担い、この条例を誠実に遵守する責務があることを明記しました。

原案では努力規定となっているものを、市の執行機関等はその権限を委任されたものであることを明記するとともに、市民のための職務遂行を明記しました。

市の職員は、市民のまちづくりへの参加について支援する専門スタッフであることを明記するとともに、職務の遂行がこの条例に基づくものであることを明記しました。

第3章 参画及び協働によるまちづくり 第1節 参画及び協働 (参画及び協働の原則) 第7条 市民、市議会及び市の執行機関等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、参画と協働によるまちづくりに取り組みます。 2 参画と協働によるまちづくりは、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。 (青少年・子どもの参画) 第8条 青少年・子ども(未成年の市民をいいます。以下同じ。)は、個人として尊重され、まちづくりに参画する権利を有します。 2 市民、市議会及び市の執行機関等は、青少年・子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。 (市民参画制度) 第9条 市の執行機関等は、重要な施策の立案、実施及び評価のそれぞれの段階において、市民参画のための仕組みを整備します。 2 市の執行機関等は、それぞれの事案に応じて効果的な市民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。 (施策への反映) 第10条 市の執行機関等は、市民参画により表明された意見や示された提案を総合的に検討し、その結果を市民に公表するとともに、適切に施策へ反映させるよう努めます。 (市民活動団体との協働) 第11条 市の執行機関等は、公共の利益や社会貢献を目的として自主的、自発的に活動する団体と連携を図り、まちづくりを協働で進めるための仕組みを整備します。 (協働による地域のまちづくり) 第12条 市民は、市民相互の協働により、身近な地域の課題を解決していくとともに、地域社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のまちづくりを推進するよう努めます。 2 市民は、地域のまちづくりを行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、互いを十分に尊重しながら進めることとします。	削除	参画と協働によるまちづくりの章が、市の執行機関等については、仕組みの整備や、努力義務を規定するにとどまり、市民には積極的参加を促す内容で構成されているため、先に指摘したように、二元代表制を取る地方自治体においては、執行権を有する市長及び執行機関によって、「協働」の用語を通して、市民を一手段として取り込んでしまう危険性を有しており、こうした危険性を排除しうるものになっていないことから、今後の検討課題とした。今後、修正素案第13条で規定する(まちづくり参加条例等の整備)での作業において、真の参画と協働によるまちづくりの原則が示されることに期待します。
---	-----------	---

3 市の執行機関等は、市民による地域のまちづくりが推進されるよう支援します。		
--	--	--

(自治推進委員会の設置)

第13条 この条例に定める自治の基本理念の実現に向け、市長の諮問に応じ、参画及び協働に関する重要事項を審議し、市長に答申する附属機関として熊本市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。 2 委員会は、前項に規定するもののほか、参画及び協働に関する重要事項について、市長に意見を述べるができるものとしします。 3 委員会は、自治に識見を有する者、市民、市議会議員及び市の職員によって構成されます。 4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。	削除	原案では自治推進委員会の設置については、参画と協働によるまちづくりへの参加の道を唯一担保するものとして規定しようとしていますが、市民、市議会、市の執行機関等が「かなえ」となりうるまでの規定と内容に至っていないことから、やはり素案第13条で規定する(参画と協働によるまちづくり参加等の整備)での作業における、より具体的な検討に期待します。
---	----	---

第4章 市政運営

第3節 国、他の地方公共団体等との連携

(国、他の地方公共団体等との連携)

第27条 市は、国及び県と共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力し連携に努めます。 2 市は、広域的な課題の解決を図るため、近隣の地方公共団体と連携し、地域全体の発展に努めます。	第6章 国及び他の地方公共団体との関係 第12条 市は、他に誇ることでできるまちとなるために、国及び熊本県に対して、地方自治に関し、対等の立場において発言するとともに、その他の地方公共団体との関係においては、協力と協調による信頼関係を築いていきます。	素案では、団体自治に特化し、その位置について明確にしました。また、より積極的な関わりを持つ表現としました。なお、国際関係におけるその位置は更なる展開によって書き込みがなされることに期待します。
---	---	---

3 市は、地球環境の保全等共通する課題の解決を図るため、国内及び国外の都市等との連携に努めます。

第7章 地方自治の本旨の実現に向けた課題

素案9章 育てる条例の規定にあるとおり、今後市民とともに、本自治基本条例を育てていく意味から、その課題を明記しました。

(参画と協働によるまちづくり条例等の整備)

規定なし	第13条 市は、まちづくりに関する施策の計画立案、実施及び行政評価のそれぞれの過程において、市民が参加する権利を保障し、及び施策の決定に係る基本原則について定める条例等を制定しなければなりません。 2 参画と協働は、まちづくりの根幹をなす重要な概念であることから、前項に定める条例の制定に当たっては、市民、市議会及び市の執行機関が協議して、参画及び協働の定義、内容等について明らかにするものとします。	真に、まちづくりを条例に基づき市民とともに進めるためには、原案の29条(条例の見直し)をもって達成されるものではなく、市民とともに手作りで条例を構築していかなければなりません。そのことが、市民の誇りとなると確信します。そのために、基本条例制定を終着点としないために、(参画と協働によるまちづくり条例等の整備)を義務付けるとともに、「参画」と「協働」の重要性を明記しました。また、あわせて、附則においてその改定の期限を明確にしました。なお、原案第3章に定める、両性の本質的平等を基本とした男女共同、青少年・子どもの参画等は、本条の参画と協働によるまちづくり条例において定められることを期待します。
-------------	--	--

第2節 住民投票

(住民投票)

第14条 市長は、市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

(住民投票の請求及び発議)

(住民投票)

第14条 市政に係る重要事項について、直接市民の意思を把握するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票に参加できる者の資格、住民投票を実施する対象、投票結果の取扱いその他住民投票の実施に必要な具体的な事項は、それぞれの事案に応じて、別に条例を定めることとします。

3 市長は、実施した住民投票の投票結果の取扱いについては、事前に、事案ごとに公表しなければなりません。

原案同様、市政に係る重要事項としました。その他原案第15条では、地方自治法に規定する内容を羅列していますが、住民投票は、対象や実施期間、諮問型とするのかどうかなど議論の分かれるところであり、条例制定過程において、個別具体的に検討されることを明確にすべきであると考え、素案のように規定しました

第15条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができます。 2 市議会議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができます。		
---	--	--

(行政評価)

(行政評価)

第18条 市の執行機関等は、総合計画の推進に当たり行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させます。 2 市の執行機関等は、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるとともに、その結果について広く市民に公表します。	第15条 市の執行機関は、行政評価の実施に当たっては、市民及び第三者機関等による評価を加えるとともに、その結果を広く市民に公表しなければなりません。	原案では、行政評価の実施に当たっては、市民参画の手続を踏まえるのみ表現していますが、さらに踏み込んで、市民及び第三者機関等による評価を加えることとしました。
--	---	---

(財政運営)

(財政情報の説明)

第17条 市の執行機関等は、財政の健全性の確保に努め、総合計画を着実に推進するため、効率的で効果的な財政運営を行います。 2 市の執行機関等は、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、公表します。	第16条 市の執行機関は、健全な財政運営を行うために、歳入の確保に当たっては自主的で斬新な施策を創意工夫し、歳出に当たっては費用対効果を数値化するとともに、財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明に努めなければなりません。	原案では、財政状況について市民にわかりやすい資料を作成し、公表するとしていますが、さらに一步踏み込みで、財務状況の公表、監査の強化及び財政情報の説明等に努める規定としました。
--	--	--

(法令遵守・公益情報通報制度)

規定なし	第17条 市は、法令を遵守し、公共の福祉の向上に資する公益情報を通報した者が、不利益な取扱いを受けないように、第三者機関を設けるなどして、公益通報者の保護を図る制度を速やかに構築しなければなりません。	既に国においてその整備がされていることや、市の職員こそまちづくりのスタッフであるとの認識に立った場合、上だけの顔を伺う職員としないためにも、その育成こそ重要と考え規定しました。
------	--	--

(人事制度の確立)

規定なし	第18条 市は、職員が意欲を持ち、かつ、公平及び公正に職務を遂行することができるよう、昇任等の人事異動及び人事考課を客観的に行い、透明性の確保に努めなければなりません。	上記同様の趣旨から、人事こそ重要であるとの観点から、人事の客観性、透明性を求めました。
------	--	---

第4章 市政運営

第1節 執行体制

(総合計画) 第16条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定します。 2 市の執行機関等は、総合計画の策定に当たっては、市民参画の手続を踏まえ、市民の意見の適切な反映に努めます。 3 市の執行機関等は、総合計画について、市民への周知を図り、その進行管理を適切に行います。	削除	原案に定める事項は、これらすべてが当然の内容である上、踏み込んだものとなっておらず、しかも条項数を多くし、基本条例を分りにくくしていることから削除しました。
(組織体制) 第19条 市の執行機関等は、社会経済情勢の変化及び多様化する市政の課題に的確に対応するため、効率的で機能的な組織体制を整備します。 2 市の執行機関等は、市政の課題に的確に応えることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。	削除	
(審議会等) 第20条 市は、法令に基づき設置する附属機関のほか、市の施策における特定の事項について調査、審議等を行うため、必要に応じ審議会等を設置します。 2 市の執行機関等は、附属機関及び審議会等の委員については、識見を有する者を選任するほか、公募等により市民の幅広い層から必要な人材を選任するよう努めます。	削除	

(総合的な行政サービス) 第21条 市の執行機関等は、市民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。	削除	
--	----	--

第2節 情報共有及び信頼の確保

(個人情報保護) 第23条 市の執行機関等及び市議会は、市民の基本的人権の擁護及び信頼される市政の実現のため、別に条例の定めるところにより、個人情報を適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じます。		上記同様、当然の内容であり、条項数を多くし、基本条例を分りにくくしていることから削除しました。
(意見及び提案の取扱い) 第25条 市の執行機関等は、市民の市政に関する意見及び提案に対し、迅速かつ誠実に対応するよう努めます。		また原案第23条は、素案第3条2項により、さらに踏み込んだものとして規定しています。
2 市の執行機関等は、前項の対応の経過や結果等について記録を行い、公開します。		
(行政手続) 第26条 市の執行機関等は、別に条例の定めるところにより、適切に行政手続を行い、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利と利益の保護に努めます。		

第5章 最高規範性等 (最高規範性)

第8章 この条例の位置付け

第28条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ることとします。各種計画の策定、見直し及び運用においても同様とします。 2 市民、市議会及び市の執行機関等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。	第19条 市長は、条例、規則、訓令、要綱等(以下「条例等」といいます。)の体系及び内容を市民に分かりやすく整備するとともに、この条例に定める基本原則その他この条例の趣旨が条例等に反映されているかを見直し、及びその結果を踏まえて、速やかに条例等の改正等を行わなければなりません。	より具体的に、他の条例、規則、訓令、要綱等との位置関係を明示することにより、本市法体系における最高規範性を確保しました。また執行権を有する市長に、その見直し、改正等を義務付けました。
--	--	---

第9章 育てる条例

(条例の見直し)

第29条 社会経済情勢の変化等により、この条例の見直しが必要になった場合は、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、速やかに適切な措置を講じることとします。	第20条 市長は、この条例の施行の日から3年を超えない期間に、この条例に規定する事項に関し、その目的の達成の度合い、社会情勢への適合状況及び市政運営の基本原則として機能しているかどうか等について総合的に検討し、その結果に基づいて、すべての人々に認められ、遵守される最高の条例に育てるべく、改めていきます。	市民とともに、住民自治を構築していくための条例である基本条例を、「育てていく」ものとするために、原案では見直し規定を附則としているものを、年限も定め明確にしました。
---	--	--

附 則

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行します。ただし、第13条の規定は、規則で定める日から施行します。 2 この条例の施行後4年を経過した場合において、市長及び市議会は、市民の意見を踏まえ、この条例の規定について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることとします。	1 この条例は、規則で定める日から施行します。 2 市長は、第13条第1項に規定する条例の制定について、市民の意見等を踏まえて検討を行い、この条例の施行後3年を経過する日までの間に実施することとします。	13条での(参画と協働によるまちづくり条例)の策定の期限を附則で明記しました。
---	---	--